

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 31 年 3 月 19 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車運転中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 260,388 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 31 年 4 月 9 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 28,600 円
- 2 損害賠償の相手方 (省略)

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和元年 5 月 20 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車運転中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 1,050,000 円
- 2 損害賠償の相手方 (省略)

報告第 8 号

平成 30 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 30 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

平成30年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
06	01	農林水産業費 農業費 農業基盤整備促進事業	10,200,000	8,248,000	2,421,812	5,614,000			212,188
06	02	農林水産業費 林業費 林地崩壊防止事業	20,351,000	15,291,000		6,765,000	8,000,000		526,000
06	03	農林水産業費 水産業費 高度衛生管理型荷捌所整備事業	182,011,000	170,702,160		113,801,440	56,700,000		200,720
06	03	農林水産業費 水産業費 アユ種苗生産供給拠点整備支援事業	3,114,000	3,114,000			3,100,000		14,000
06	03	農林水産業費 水産業費 (仮称) 山陰浜田港公設市場整備事業	237,690,000	237,690,000			237,600,000		90,000
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁等長寿命化調査点検事業	11,000,000	8,730,923		4,900,079			3,830,844
08	02	土木費 道路橋梁費 白砂1号線改良事業	24,600,000	2,562,076		1,124,781	1,300,000		137,295
08	02	土木費 道路橋梁費 谷線道路改良事業	9,446,000	9,141,716		4,522,140	4,300,000		319,576
08	02	土木費 道路橋梁費 戸地線改良事業	25,430,000	17,377,607		8,359,235	9,000,000		18,372
08	02	土木費 道路橋梁費 長沢下府線通学路整備事業	19,700,000	10,944,626	17,055	5,907,571	5,000,000		20,000
08	02	土木費 道路橋梁費 浜田駅周辺整備事業	124,000,000	118,799,447		62,614,868	53,300,000		2,884,579
08	02	土木費 道路橋梁費 今福有福線道路改良事業	9,489,000	9,187,280		4,422,140	4,700,000		65,140
08	02	土木費 道路橋梁費 今福101号線外道路新設事業	5,000,000	4,191,009	31,459		3,900,000		259,550
08	02	土木費 道路橋梁費 道路ストック災害防除事業	9,210,000	4,902,240	30,674	2,548,250	2,200,000		123,316
08	02	土木費 道路橋梁費 七条22号線道路改良事業	35,000,000	33,804,366	4,366		33,800,000		
08	02	土木費 道路橋梁費 浜田駅前広場整備事業	38,250,000	24,730,000	66,753		23,400,000		1,263,247
08	02	土木費 道路橋梁費 井野37号線道路改良事業	21,700,000	10,946,466		6,029,819	4,900,000		16,647
08	02	土木費 道路橋梁費 歩道整備事業	800,000	799,227	9,650	430,122	300,000		59,455
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁長寿命化改修事業	7,775,000	7,386,868		3,350,456	3,800,000		236,412
08	05	土木費 都市計画費 城山公園整備事業	80,000,000	69,908,280	4,019,541	32,233,699	33,600,000		55,040
10	01	教育費 教育総務費 普通教室エアコン整備事業	489,850,000	489,849,560	71,639,560	93,810,000	324,400,000		
10	01	教育費 教育総務費 学校施設ブロック耐震対策事業	15,200,000	15,200,000	69,200	5,118,000	10,000,000		12,800
10	05	教育費 社会教育費 公民館施設改修事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000		
10	05	教育費 社会教育費 ふるさと郷育推進事業	4,400,000	4,400,000					4,400,000
10	06	教育費 保健体育費 運動施設改修事業	2,661,000	2,660,800			2,600,000		60,800

平成30年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
11	01 農林水産業施設災害復旧費	30年農地災害復旧費	2,705,000	1,660,800	35,140	1,006,960	200,000		418,700
11	01 農林水産業施設災害復旧費	30年農業用施設災害復旧費	1,801,000	1,075,000	39,880	759,120			276,000
11	01 農林水産業施設災害復旧費	30年林業施設災害復旧費	19,736,000	15,308,000	44,600	13,558,000	1,500,000		205,400
11	02 公共土木施設災害復旧費	29年公共土木施設災害復旧費	351,281,000	310,482,076	76,542	135,139,000	166,100,000		9,166,534
11	02 公共土木施設災害復旧費	30年公共土木施設災害復旧費	56,129,000	29,477,480	32,185	17,580,000	11,800,000		65,295
計			1,828,529,000	1,648,571,007	78,538,417	529,594,680	1,015,500,000		24,937,910

報告第9号

平成30年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

平成30年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年6月19日 提出

浜田市長 久保田 章市

平成30年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的支出	建設改良費	浅井町地区配水管 改良工事(市道浜田 64、66～68号線)	円 20,520,000	円 10,880,000	円 9,640,000	円 0	円 9,640,000	円 0	円	ガス事業者のガス管更新工事に併せた配水管の更新工事であるが、近接工事との工程調整により、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	竹迫町地区配水管 改良工事(市道浜田 204、205号線) 【緊急改善耐震管路 工事】	56,000,000	19,440,000	36,560,000	885,600	35,674,400	0		配水管の耐震化工事を年度内完了の予定で施工していたが、道路管理者との埋設協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	杉戸町・朝日町地区 配水管改良工事(国 道186号、市道浜田 196、204、210号線) 【耐震管路工事】	31,000,000	11,440,000	19,560,000	320,760	19,239,240	0		ガス事業者のガス管更新工事に併せた配水管の更新工事であるが、国道占用協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	高佐町地区舗装整 備工事	400,000	0	400,000	0	400,000	0		ポンプ場用地として借用している土地において、土地所有者から施設の移設依頼があり、翌年度にわたる工事期間となったため。
〃	〃	波佐第2水源2号井 導水管新設工事	7,000,000	2,440,000	4,560,000	0	4,560,000	0		波佐浄水場の取水水量低下に伴う井戸の設置工事であり、翌年度にわたる工事期間となったため。
〃	〃	上水道施設更新計 画策定業務委託	26,000,000	0	26,000,000	0	26,000,000	0		更新計画の策定に当たり、施設関係の調査項目が当初見込を上回り、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	上水道事業変更認 可申請書作成業務 委託	31,000,000	0	31,000,000	0	31,000,000	0		変更認可書類作成に当たり、金城地区の湧水対策のため、知事認可を取得する必要が生じ、年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金等	当年度 損益勘定 留保資金			
〃	〃	管路更新工事実施 設計業務委託その1	19,000,000	5,070,000	13,930,000	0	13,930,000	0		
〃	〃	管路更新工事実施 設計業務委託その2	22,000,000	0	22,000,000	0	22,000,000	0		道路管理者等との占用協議に時間 を要し、年度内完了が困難と なったため。
〃	〃	県道改良工事に伴う 支障水道管移転設 計業務委託	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	0		占用水道管の移転時期を協議し た結果、翌年度にわたる業務委託 期間となったため。
水道事業費用	営業費用	浅井町地区配水管 改良工事(市道浜田 64、66～68号線)	15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	0		ガス事業者のガス管更新工事に 併せた配水管の更新工事である が、近接工事との工程調整により、 年度内完了が困難となったため。
〃	〃	竹迫町地区配水管 改良工事(市道浜田 204,205号線) 【緊急改善耐震管路 工事】	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	0		配水管の耐震化工事を年度内完 了の予定で施工していたが、道路 管理者との埋設協議に時間を要 し、年度内完了が困難となったた め。
〃	〃	杉戸町・朝日町地区 配水管改良工事(国 道186号、市道浜田 196、204、210号線) 【耐震管路工事】	6,000,000	0	6,000,000	0	6,000,000	0		ガス事業者のガス管更新工事に 併せた配水管の更新工事である が、国道占用協議に時間を要し、 年度内完了が困難となったため。

報告第 10 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 会計名 一般会計
- (1) 件数 102件
- (2) 金額 619,106円
- (3) 債権放棄の日 平成31年3月31日
- (4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
公営住宅使用料	第2条第1項第5号	28件	457,840円
駐車場使用料	第2条第1項第5号	12件	14,256円
ケーブルテレビ施設使用料	第2条第1項第1号	61件	129,900円
市有財産貸付料	第2条第1項第1号	1件	17,110円

報告第 11 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 水道事業会計

(1) 件数 84 件

(2) 金額 505,358 円

(3) 債権放棄の日 平成 31 年 3 月 31 日

(4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
上水道水道料金	第2条第1項第1号	7 件	18,049 円
上水道水道料金	第2条第1項第2号	73 件	481,669 円
上水道水道料金	第2条第1項第5号	4 件	5,640 円